

議案第33号

専決処分の承認を求めるについて  
(武藏野市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年5月19日

提出者 武藏野市長 松下玲子

専決処分の承認を求めるについて  
(武藏野市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、武藏野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

武藏野市長 松下玲子

（専決理由）

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行に伴う武藏野市国民健康保険条例（昭和34年3月武藏野市条例第4号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

## 武藏野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武藏野市国民健康保険条例（昭和34年3月武藏野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の	(保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の	

<p>場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イからハまで (略)</p>	<p>場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イからハまで (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(3) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イからハまで (略)</p>	<p>(3) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イからハまで (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 改正後の第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に

ついて適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(改正理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。